

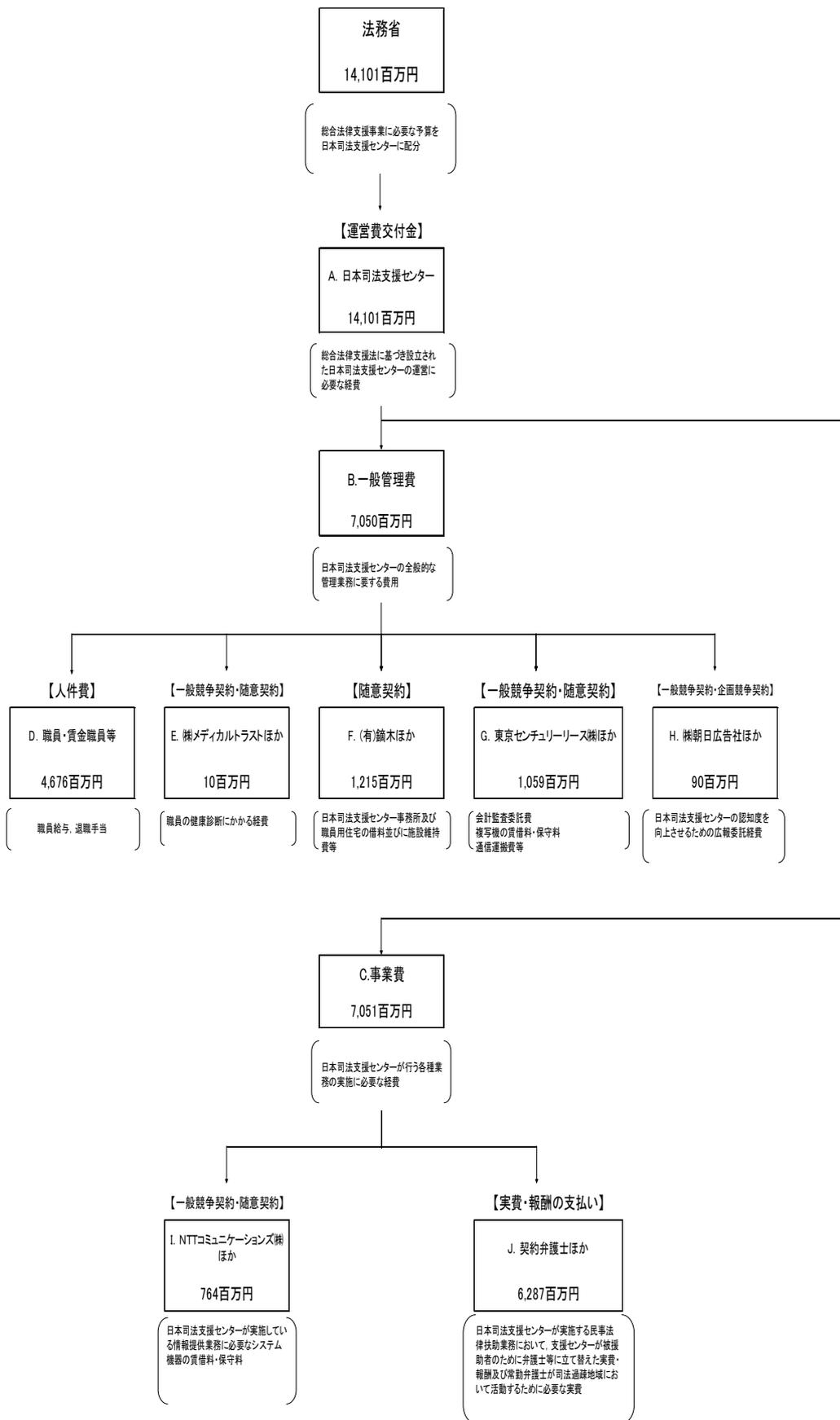
平成25年行政事業レビューシート (法務省)

事業名	日本司法支援センターの運営(国選弁護士確保業務委託を除く)		担当部局庁	大臣官房司法法制部		作成責任者	司法法制課長 松本 裕		
事業開始・終了(予定)年度	平成18年度		担当課室	司法法制課					
会計区分	一般会計		政策・施策名	司法制度改革の成果の定着に向けた取組 I-2-(1)総合法律支援の充実強化					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	総合法律支援法		関係する計画、通知等						
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目的としている。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	日本司法支援センターでは、①法的トラブルを抱えた方に対して相談内容に応じた最適な法制度に関する情報や、相談窓口に関する情報を無料で提供する情報提供業務、②資力の乏しい方を対象に無料法律相談を実施したり、訴訟代理費用等の立替えを行う民事法律扶助業務、③司法過疎地域に地域事務所を設置して常勤弁護士を配置するなどして国選弁護関連業務及び民事法律扶助業務の全国的に均質な遂行を実現するとともに、利用者の依頼に応じて相当の対価を得て、法律相談、和解交渉の代理、訴訟代理などを行う司法過疎対策業務等を行う。								
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input checked="" type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求			
	予算の状況	当初予算	15,542	16,554	14,350	12,628			
		補正予算	0	0	▲ 249				
		繰越し等	0	0	0	0			
		計	15,542	16,554	14,101	12,628			
	執行額		15,542	16,554	14,101				
執行率 (%)		100.0%	100.0%	100.0%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)	
	日本司法支援センターは、総合法律支援法に基づいて、「あまねく全国において、法による紛争解決に必要なサービスの提供が受けられる社会の実現」を目標として、情報提供業務や民事法律扶助業務などを行っているところ、この目標の達成度についてはそもそも定量的な評価になじまない。また、各業務の取扱件数は、現実に存在した法的な紛争解決需要の一部に対応したものに過ぎず、需要自体が社会・経済情勢によって変動し得ることから、これらの実績が支援センターの上記目標の達成度を示すものにはならない。 よって、事業の実施の成果を数値による定量的な成果目標として示すことはできない。	成果実績	-	-	-	-	-	-	
		達成度	%	-	-	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度 (速報値)	25年度活動見込	
	情報提供業務(コールセンター問い合わせ件数)	活動実績 (当初見込み)	件	370,124	339,334	327,759	-		
	民事法律扶助業務(援助開始決定件数)	活動実績 (当初見込み)	件	117,583	109,915	110,460	-		
	民事法律扶助業務(法律相談援助件数)	活動実績 (当初見込み)	件	256,719	280,389	271,554	-		
	司法過疎対策業務(地域事務所設置総数)	活動実績 (当初見込み)	箇所	29	31	32	-		
単位当たりコスト	算出不可		算出根拠	支援センターの業務運営に充てられている運営費交付金については、各種業務経費や一般管理費に充てられており、運営費交付金から部門別の一般管理費を切り出すことは困難であることから、活動実績1単位当たりのコストを算出することはできない。					
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
	運営費交付金	12,628							
	計	12,628							

事業所管部局による点検														
	項目		評価	評価に関する説明										
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	日本司法支援センターの行う事業については、総合法律支援法(平成16年6月2日法律第74号)第30条の定めに基づいて行っている。										
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○											
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		-											
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	支出先の選定については、一般競争入札を原則として、少額随意契約であっても複数業者から見積書を徴収するなどにより、競争性を確保している。										
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○											
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-											
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-											
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○											
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-											
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	日本司法支援センターの業務実施に当たっては、その実効性について不断の見直しを行っており、平成24年度は、複数年契約の効果的活用、本部における一括調達の実施、リース契約の一本化、システム回線及び携帯電話契約の見直しなどにより、経費の節減に努めた。										
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-											
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○											
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-											
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名											
点検結果	日本司法支援センターの業務の実施に当たり、各種契約については、一般競争入札を原則として、入札公告期間の十分な確保や入札説明書のホームページ掲載等により、競争性の確保に努めている。また、少額随意契約であっても複数業者から見積書を徴して競争性の確保を徹底するほか、性質随意契約については、当該契約内容の妥当性を十分精査することによりコストの削減に努めており、これらの取組を更に推進することで一層の経費削減を図る。													
外部有識者の所見														
行政事業レビュー推進チームの所見														
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況														
備考														
<p>日本司法支援センターは、上記の情報提供業務、民事法律扶助業務、司法過疎対策業務を行うための経費として日本司法支援センター運営費交付金(以下「交付金」という。)の配分を受けているほか、国から委託を受けた国選弁護士確保業務を行うための経費として国選弁護士確保業務委託費(以下「委託費」という。)の配分も受けている。</p> <p>日本司法支援センターの業務運営に必要な経費のうち、人件費や一般管理費などは、これらの業務全てに共通して必要となるため、それぞれの業務量に応じて交付金及び委託費から支出されている。</p> <p>(参考)交付金と委託費の予算上の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>交付金</th> <th>委託費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費</td> <td>約66.6%</td> <td>約33.4%</td> </tr> <tr> <td>一般管理費(人件費を除く)</td> <td>約82.9%</td> <td>約17.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成22年度の財務省の予算執行調査において、情報提供業務における地方事務所の窓口専門職員の適正配置及び民事法律扶助業務における地方事務所等の償還への取組状況について調査を受け、平成24年度にフォローアップ調査を行った。</p> <p>調査の結果、情報提供業務については、コールセンターへの転送機能の付与等の検討を行い、サービスの低下を招かないように留意しつつ配置人員の適正化を実施することの指摘を受けたので、支援センターにおいて、配置人員の適正化を図った。</p> <p>また、民事法律扶助業務については、償還率の高い事務所の取組を他の事務所においても実施することや本部においても地方事務所を適切に指導するとともに、円滑かつ効率的な償還が実施されるように体制の整備を検討することの指摘を受けたので、支援センターにおいて、立替金債権の管理・回収業務の取組体制の充実・強化を図った。</p>							交付金	委託費	人件費	約66.6%	約33.4%	一般管理費(人件費を除く)	約82.9%	約17.1%
	交付金	委託費												
人件費	約66.6%	約33.4%												
一般管理費(人件費を除く)	約82.9%	約17.1%												
関連する過去のレビューシートの事業番号														
	平成22年	0005	平成23年	0005	平成24年	0005-1								

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)



費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.日本司法支援センター			E.㈱メディカルトラスト		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
一般管理費	役員給与、退職手当、管理諸経費、施設経費、執務体制整備等経費、制度周知徹底経費	7,050	雑役務費	産業医業務委託	3
事業費	情報提供業務経費、民事法律扶助業務経費、司法過疎対策業務経費	7,051			
計		14,101	計		3
B.一般管理費			F.(有)錦木		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役員給与	職員の給与	4,608	借料及び損料	事務所借料	99
退職手当	職員の退職手当	68			
管理諸経費	職員厚生費	10			
施設経費	事務所借上料、職員住宅借上料、事務所維持管理費	1,215			
執務体制整備等経費	職員の執務体制整備経費、研修実施経費、会議等開催経費、赴任旅費等	1,059			
制度周知徹底経費	一般周知経費、高齢者・障害者対策経費	90			
計		7,050	計		99
C.事業費			G.東京センチュリーリース(株)		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
民事法律扶助事業経費	資力の乏しい者を対象とした、訴訟代理費用等の立替援助等経費	6,254	雑役務費	複合機リース料	70
情報提供事業経費	情報提供システム等整備経費及びコールセンター運営等経費	764			
司法過疎対策事業経費	地方事務所から弁護士のいない地域への巡回に要する旅費及び有償受任事件処理費	33			
計		7,051	計		70
D.職員			H.㈱朝日広告社		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役員給与	職員の給与	16	雑役務費	リスティング広告業務委託費	44
計		16	計		44

I.NTTコミュニケーションズ株					
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
借料及び損料	ネットワーク回線使用料	148			
計		148	計		0
J.契約弁護士					
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
報酬	契約弁護士に対する報酬等	1			
計		1	計		0
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト(交付金)

D 職員給与

日本司法支援センター(以下「支援センター」という。)が職員に支払う給与及び退職金は、支援センターが定める規程(役員報酬規程、役員退職規程、職員給与規程、職員退職手当規程等)に基づき、支給している。

E

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社マイカイラスト (一般競争入札)	産業医業務委託	2.7	1	92.70%
2	株式会社保健同人社 (一般競争入札)	総合メンタルヘルスケア体制構築業務	0.9	2	44.57%
3	一般財団法人日本健康管理協会 (少額随契)	健康診断経費	0.5	随意契約	-
4	一般財団法人宮城県成人病予防協会 (少額随契)	健康診断経費	0.3	随意契約	-
5	公益財団法人結核予防会 (少額随契)	健康診断経費	0.2	随意契約	-
6	医療法人和松会大和健診センター (少額随契)	健康診断経費	0.1	随意契約	-
7	一般財団法人医療情報健康財団健康財団クリニック (少額随契)	健康診断経費	0.1	随意契約	-
8	一般社団法人浦和医師会 (少額随契)	健康診断経費	0.1	随意契約	-
9	医療法人社団進興会 (少額随契)	健康診断経費	0.1	随意契約	-
10	社団法人静岡市静岡医師会 (少額随契)	健康診断経費	0.1	随意契約	-

F

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	有限会社鍋木	事務所借料	98.8	随意契約	-
2	石森不動産株式会社	事務所借料	89.7	随意契約	-
3	独立行政法人都市再生機構	職員住宅借料	86.7	随意契約	-
4	日本生命保険相互会社	事務所借料	42.4	随意契約	-
5	株式会社大林組	事務所借料	40.8	随意契約	-
6	三菱UFJ信託銀行株式会社	事務所借料	32.4	随意契約	-
7	朝日生命保険相互会社	事務所借料	29.3	随意契約	-
8	東京建物株式会社	事務所借料	21.7	随意契約	-
9	株式会社産業貿易センター	事務所借料	21.2	随意契約	-
10	中央地所株式会社	事務所借料	20.5	随意契約	-

G

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京センチュリーリース株式会社 (一般競争入札)	複合機リース料	70.2	1	96.78%
2	富士ゼロックス株式会社 (一般競争入札)	複写機保守料	62.9	2	20.40%
3	株式会社エヌ・ティ・ティ・コム	携帯電話使用料	17	随意契約	-
4	コニカミルビニビジネスソリューションズ株式会社 (一般競争入札)	複合機保守料	15.2	2	57.12%
5	有限責任あずさ監査法人	決算効率化・充実化コンサルティング業務	14.8 (7.9)	総合評価(3)	97.38%
6	株式会社文祥堂 (一般競争入札)	防災用品購入	11.9 (11.6)	3	99.24%
7	有限責任監査法人トーマツ	会計監査報酬	10.9	公募(3)	-
8	優成監査法人 (不落随契)	債権管理コンサルタント業務委託	8.7	随意契約	-
9	日本郵便株式会社	通信運搬費	7.7	随意契約	-
10	NTTファイナンス株式会社	一般電話回線使用料	6	随意契約	-

※ 支出額の括弧書き、入札者数及び落札率については、支出先との契約が複数ある場合、契約金額が最も大きいものについて記載している。

H

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社朝日広告社	リスティング広告業務委託	44.3	企画競争(7)	-
2	株式会社電通 (一般競争入札)	「法テラスの日」新聞広告出稿一式	13.2	2	72.67%
3	敷島印刷株式会社 (一般競争入札)	広報誌印刷・発送業務一式	9.7 (7.1)	4	95.42%
4	広告社株式会社	広報誌デザイン制作業務	5.1	企画競争(11)	-
5	有限会社真美堂手塚箔押所 (一般競争入札)	点字パンフレット作成・印刷・発送業務	4.1	3	89.24%
6	株式会社第一印刷所 (少額随契)	法的トラブルQ&Aリーフレット作成業務等	3.7	随意契約	-
7	東亜販売株式会社 (一般競争入札)	広報グッズ製作・発送業務一式	2.8 (2.3)	3	73.64%
8	株式会社ブリックス (少額随契)	多言語通訳サービス広告宣伝業務一式	0.9	随意契約	-
9	スピークハンスター株式会社 (少額随契)	調停委員向けパンフレットおよびポスター印刷・発送	0.5	随意契約	-
10	エイクア・システムズ株式会社 (少額随契)	メールマガジン配信業務委託	0.3	随意契約	-

※ 支出額の括弧書き、入札者数及び落札率については、支出先との契約が複数ある場合、契約金額が最も大きいものについて記載している。

I

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	NTTコミュニケーションズ株式会社	IP電話回線使用料	147.5	随意契約	-
2	SCSK株式会社 (当初入札)	データセンター賃貸借料	108.6 (62.8)	随意契約	-
3	東京センチュリーリース株式会社	情報提供システム機器リース料	89.3 (37.1)	総合評価(4)	48.99%
4	株式会社富士通マーケティング	コールセンターシステムアプリケーション保守業務委託	52.3 (41.6)	随意契約	-
5	富士通株式会社	業務管理システムアプリケーション保守業務委託	42.4 (24.7)	随意契約	-
6	三井住友ファイナンス&リース株式会社 (一般競争入札)	情報システム機器(シンクライアント端末)リース料	21.5	4	32.91%
7	株式会社電通 (不落随契)	法教育シンポジウム運営業務一式	12.6	随意契約	-
8	NECネクスソリューションズ株式会社 (一般競争入札)	財務会計システム保守料	7.3	1	63.21%
9	彼方株式会社(一般競争入札)	ホームページ運用保守	4.2	5	31.56%
10	日立キャピタル株式会社 (不落随契)	情報システム機器リース料(シンクライアント端末)	1.6	随意契約	-

※ 支出額の括弧書き、入札者数及び落札率については、支出先との契約が複数ある場合、契約金額が最も大きいものについて記載している。

J

支援センターでは、民事法律扶助業務において、資力の乏しい方が訴訟等を提起する場合に必要となる訴訟代理費用(弁護士費用)を立て替えるなどしているが、その額は、最高裁判所及び日本司法支援センター評価委員会に意見を求めた上で法務大臣が承認する業務方法書により、訴訟の内容に応じて定められている。

以下の金額は、支援センターが平成24年度中に実施した法律相談援助(271,554件)に係る契約弁護士への報酬及び同年度中に援助開始決定(110,460件)した案件について契約弁護士に支払った訴訟代理費用や常勤弁護士の実費(旅費)のほか、援助開始の可否を審査する審査委員に対する謝金や被援助者に対する立替金債権の管理に要する事務費の総額である。

費目	使途	金額(百万円)
実費・報酬	契約弁護士等(のべ106,389名)	6,104
立替金債権管理事務処理費	地方事務所	50
審査委員謝金	審査委員	100
旅費	常勤弁護士	33

(注)

契約弁護士等・・・支援センターと民事法律扶助業務を行うことを契約した弁護士及び司法書士。

一般の弁護士及び司法書士は、支援センターと契約しない限り民事法律扶助を実施することができない。

常勤弁護士・・・支援センターと雇用契約を結んだ弁護士。

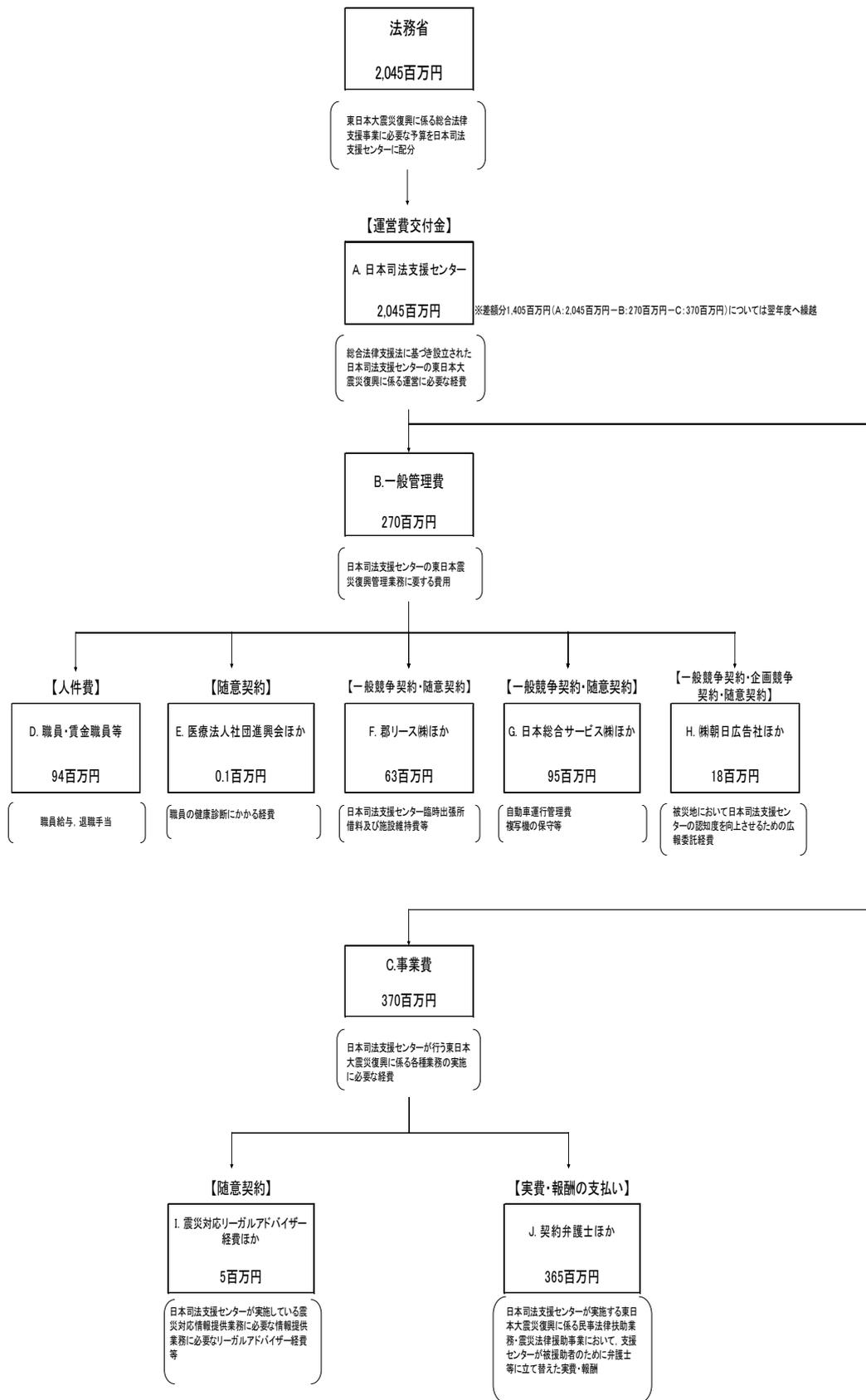
常勤弁護士は、被援助者から報酬等を受け取ることはなく、支援センターから支給される給与のみで活動している。

平成25年行政事業レビューシート (法務省)							
事業名	震災に起因する法的紛争の解決に資する情報提供業務・民事法律扶助業務の実施		担当部局庁	大臣官房司法法制部		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成24年度		担当課室	司法法制課		司法法制課長 松本 裕	
会計区分	東日本大震災復興特別会計		政策・施策名	司法制度改革の成果の定着に向けた取組 I-2-(1)総合法律支援の充実強化			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	総合法律支援法第30条, 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律		関係する計画、通知等				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	日本司法支援センターは、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目的としているところ、東日本大震災に対応して、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律(以下、「法テラス震災特例法」という。)による東日本大震災法律援助業務を始めとして、被災者に対する法的支援を実施する。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	震災法テラスダイヤルを実施することなどにより日本司法支援センターにおける情報提供を充実させるとともに、被災地に設置した臨時出張所において弁護士が常駐して無料法律相談を実施するなど震災等に起因して増加する法律問題の解決に努める。 日本司法支援センターは、法テラス震災特例法に基づき、被災者に対しては、資力に拘わらず無料法律相談や弁護士費用の立替え等を行う東日本大震災法律援助事業を実施している。 本事業は平成24年度までは法務省において計上していたが、予算計上所管の変更により、平成25年度以降は復興庁計上事業として実施している(平成25年度復興庁計上事業名「震災に起因する法的紛争の解決に資する情報提供業務・民事法律扶助業務の実施」, 事業番号25新-019)。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input checked="" type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算			2,052		
		補正予算			▲7		
		繰越し等					
		計			2,045		
		執行額			2,045		
	執行率(%)			100%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	日本司法支援センターは、総合法律支援法に基づいて、「あまねく全国において、法による紛争解決に必要なサービスの提供が受けられる社会の実現」を目標として、情報提供業務や民事法律扶助業務等を行っており、これらの業務について、法テラス震災特例法に基づいて被災者に対して資力を問わない支援を実施しているところ、この目標の達成度についてはそもそも定量的な評価になじまない。また、各業務の取扱件数は、現実に存在した法的な紛争解決需要の一部に対応したものに過ぎず、需要自体が震災からの復興の状況だけでなく、経済状況等によって変動し得ることから、これらの実績が支援センターの上記目標の達成度を示すものにはならない。 よって、事業の実施の成果を数値による定量的な成果目標として示すことはできない。	成果実績	-	-	-	-	-
		達成度	%	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度 (速報値)	25年度活動見込
	情報提供業務(震災法テラスダイヤル問合せ件数)	活動実績	件	-	-	2,981	-
		(当初見込み)					
	震災法律援助事業(援助開始決定件数)	活動実績	件	-	-	2,707	-
		(当初見込み)					
震災法律援助事業(法律相談援助件数)	活動実績	件	-	-	42,981	-	
	(当初見込み)						
被災地出張所の運営(事務所設置総数)	活動実績	箇所	-	-	7	-	
	(当初見込み)				(7)		
単位当たりコスト	算出不可		算出根拠	日本司法支援センターの東日本大震災に係る業務運営に充てられている運営費交付金は、各種業務経費や一般管理費に充てられており、運営費交付金から部門別の一般管理費を切り出すことは困難であることから、活動実績1単位当たりのコストを算出することはできない。			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	計						

事業所管部局による点検					
	項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	日本司法支援センターの行う事業については、総合法律支援法(平成16年6月2日法律第74号)第30条及び東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律(平成24年法律第40号)の定めに基づいて行っている。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	—			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	支出先の選定については、一般競争入札を原則として、少額随意契約であっても複数業者から見積書を徴収するなどにより、競争性を確保している。 なお、被災地出張所の設定に際しては、地方自治体から敷地の無償貸与を受けるなどにより経費の削減にも努めている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○			
	単位当たりコストの水準は妥当か。	—			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○			
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—				
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	被災地における司法アクセスの低下に対応するため、被災地の沿岸部に被災地出張所を設置することで、より効果的な法的支援を行っている。 また、被災地出張所では、法律以外の相談もできるよう消費者庁・国民生活センターと協力してよろず相談を実施するなど、施設の活用にも努めている。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	—			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—			
	事業番号	類似事業名			所管府省・部局名
点検結果	日本司法支援センターの業務の実施に当たり、各種契約については、一般競争入札を原則として、入札公告期間の十分な確保や入札説明書のホームページ掲載等により、競争性の確保に努めていた。また、少額随意契約であっても複数業者から見積書を徴して競争性の確保を徹底するほか、性質随意契約については、当該契約内容の妥当性を十分精査することによりコストの削減に努めており、これらの取組を更に推進することで一層の経費削減を図っている。				
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年		平成23年		平成24年 0005-2	

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)



費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.日本司法支援センター			E.医療法人社団進興会		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
一般管理費	役員員給与、管理諸経費、施設経費、執務体制整備等経費、制度周知徹底経費	270	雑役務費	健康診断経費	0.1
事業費	情報提供業務経費、民事法律扶助業務経費	370			
その他	翌年度へ繰越	1,405			
計		2,045	計		0.1
B.一般管理費			F.郡リース㈱		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役員員給与	職員の給与	94	借料及び損料	臨時出張所の借上等	26
管理諸経費	職員厚生費	0.1			
施設経費	臨時出張所借上料、施設維持管理費	63			
執務体制整備等経費	臨時出張所の執務体制整備経費等	95			
制度周知徹底経費	被災地における一般周知経費	18			
計		270	計		26
C.事業費			G.日本総合サービス㈱		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
民事法律扶助業務経費	被災地に住居等があった者を対象とした、訴訟代理費用等の立替援助等経費	365	雑役務費	自動車運行管理業務委託等	16
情報提供業務経費	震災対応情報提供システム等整備経費及びコールセンター運営等経費	5			
計		370	計		16
D.職員			H.㈱朝日広告社		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役員員給与	職員の給与	5	雑役務費	震災リスティング広告業務委託	10
計		5	計		10

I.震災対応リーガルアドバイザー					
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
雑役務費	震災対応情報提供業務	2			
計		2	計		0
J.契約弁護士					
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
報酬	契約弁護士に対する報酬等	1			
計		1	計		0
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト(交付金【復興】)

D

日本司法支援センター(以下「支援センター」という。)が職員に支払う給与及び退職金は、支援センターが定める規程(役員報酬規程、役員退職規程、職員給与規程、職員退職手当規程等)に基づき、支給している。

E

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	医療法人社団進興会 (少額随契)	健康診断経費	0.1	随意契約	-
2	一般財団法人日本健康管理 協会(少額随契)	健康診断経費	0.0	随意契約	-
3	公益財団法人岩手県予防医学協会(少額随契)	健康診断経費	0.0	随意契約	-
4	一般財団法人宮城県予防医学協会(少額随契)	健康診断経費	0.0	随意契約	-
5	医療法人社団敬愛会(少額随契)	健康診断経費	0.0	随意契約	-
6	公益財団法人岩手県対がん協会(少額随契)	健康診断経費	0.0	随意契約	-
7					
8					
9					
10					

F

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	郡リース株式会社 (一般競争入札)	建物賃借料等	26 (13.7)	1	75.54%
2	イオンテイク株式会社 (性質随契)	事務所移転原状回復工事	17	随意契約	-
3	株式会社晃建設 (一般競争入札)	内装等工事	15	2	64.04%
4	大和リース株式会社 (一般競争入札)	建物賃借料等	2 (0.7)	2	37.78%
5	株式会社大仙台駐車場	駐車場料金	1	随意契約	-
6	総合警備保障株式会社 (少額随契)	事務所警備料	1	随意契約	-
7	東北電力株式会社	光熱水料	1	随意契約	-
8	浪江町会計管理者	建物賃借料等	0.3	随意契約	-
9	陽光セントラル共同企業体	光熱水料	0.2	随意契約	-
10	山元町	光熱水料	0.2	随意契約	-

※支出額の括弧書き、入札者数及び落札率については、支出先との契約が複数ある場合、契約金額が最も大きいものについて記載している。

G

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本総合サービス株式会社 (一般競争入札)	自動車運行管理業務委託(二本松・南三陸・山元・東松島)等	16 (15.4)	3	96.91%
2	進和ビジネス株式会社 (一般競争入札)	臨時出張所什器備品(二本松・ふたば)	6 (3.5)	4	86.96%
3	東京オートリース株式会社 (一般競争入札)	臨時出張所車両リース(二本松・南三陸・山元・東松島)	4 (2.4)	3	98.84%
4	株式会社富士通マーケティング (少額随契)	LAN配線工事等	3 (0.9)	随意契約	-
5	大新東株式会社 (一般競争入札)	自動車運行管理業務委託(大槌・ふたば・気仙)	3 (2.1)	3	86.31%
6	株式会社木津屋本店 (一般競争入札)	臨時出張所什器備品(気仙)	3	2	90.74%
7	エコム/ビジネスマンソリューション株式会社(少額随契)	臨時出張所複合機保守料	2	随意契約	-
8	株式会社リコー(少額随契)	臨時出張所複合機保守料	2 (1.2)	随意契約	-
9	東京総合警備保障株式会社 (少額随契)	AED購入	1	随意契約	-
10	株式会社文祥堂 (少額随契)	事務所什器備品	1	随意契約	-

※支出額の括弧書き、入札者数及び落札率については、支出先との契約が複数ある場合、契約金額が最も大きいものについて記載している。

H

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社朝日広告社	震災リスティング広告業務委託	10 (5.5)	企画競争(7)	-
2	株式会社サンエー印刷 (一般競争入札)	新聞折り込み広告用チラシ印刷・発送	2	4	77.30%
3	アコムレンタル㈱ (少額随契)	臨時出張所開所式設営一式	1	随意契約	-
4	株式会社ポートサイド印刷 (少額随契)	東日本大震災法律援助事業チラシ作製業務	1	随意契約	-
5	株式会社日本経済社(少額随契)	広報グッズ作成・発送業務	1	随意契約	-
6	スピークバンスター株式会社 (少額随契)	東日本大震災法律援助事業チラシ作製業務	1	随意契約	-
7	川口印刷工業株式会社 (少額随契)	出張所看板設置工事一式	1	随意契約	-
8	株式会社報光社 (少額随契)	臨時出張所開所広報用チラシ印刷・発送業務	0.4	随意契約	-
9	株式会社アウトレジャー (少額随契)	臨時出張所開所式設営一式	0.4	随意契約	-
10	有限会社アド・プロ広芸社 (少額随契)	臨時出張所立て看板設置工事一式	0.3	随意契約	-

※支出額の括弧書き、入札者数及び落札率については、支出先との契約が複数ある場合、契約金額が最も大きいものについて記載している。

I

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	震災対応リーガルアドバイザーA	震災対応情報提供業務	2	随意契約	-
2	震災対応リーガルアドバイザーB	震災対応情報提供業務	2	随意契約	-
3	NTTコミュニケーションズ㈱	震災フリーダイヤル通信費	1	随意契約	-
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

J 契約弁護士報酬

支援センターにおいて、民事法律扶助業務では資力の乏しい方に対し、震災法律援助事業では被災者の方に対し、訴訟等を提起する場合に必要な訴訟代理費用(弁護士費用)を立て替えるなどしているが、その額は、最高裁判所及び日本司法支援センター評価委員会に意見を求めた上で法務大臣が承認する業務方法書により、訴訟の内容に応じて定められている。

以下の金額は、支援センターが平成24年度中に実施した法律相談援助(42,981件)に係る契約弁護士への報酬及び同年度中に援助開始決定(2,707件)した案件について契約弁護士に支払った訴訟代理費用のほか、援助開始の可否を審査する審査委員に対する謝金や被援助者に対する立替金債権の管理に要する事務費の総額である。

費目	使途	金額(百万円)
実費・報酬	契約弁護士(のべ2,707名)	362
審査委員謝金	審査委員	3

(注)

契約弁護士…支援センターと民事法律扶助業務や震災法律援助事業を行うことを契約した弁護士。
一般の弁護士は、支援センターと契約しない限り民事法律扶助や震災法律援助事業を実施することができない。

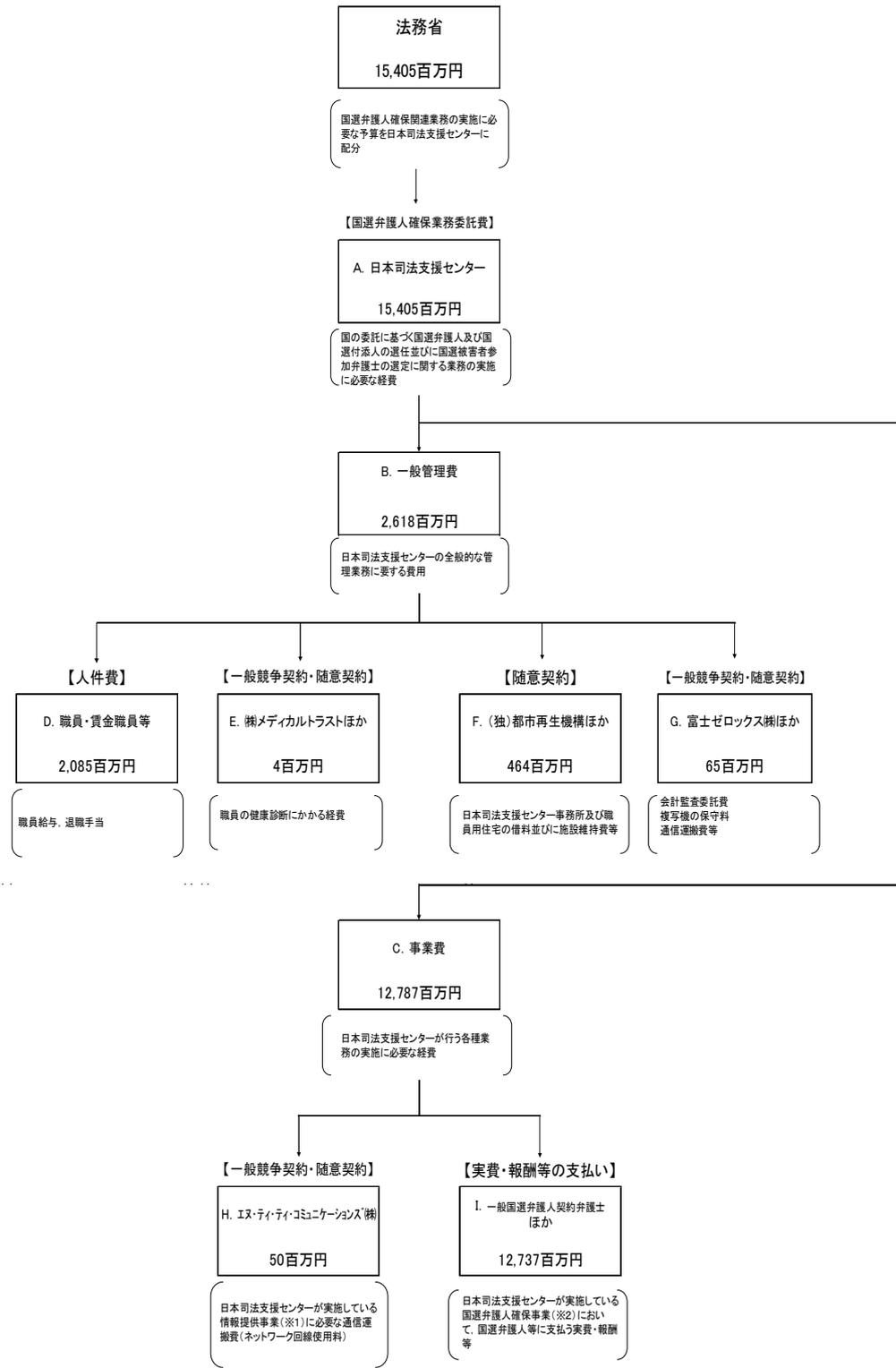
平成25年行政事業レビューシート (法務省)

事業名	国選弁護士確保業務委託	担当部署	大臣官房司法法制部	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成18年度	担当課室	司法法制課	司法法制課長 松本 裕				
会計区分	一般会計	政策・施策名	司法制度改革の成果の定着に向けた取組 I-2-(1)総合法律支援の充実強化					
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	総合法律支援法	関係する計画、通知等						
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	全国的に、国選弁護士及び国選付添人の選任や国選被害者参加弁護士の選定が迅速かつ確実に行われる態勢の確保を目的としている。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	日本司法支援センターでは、国からの委託に基づき、国選弁護士、国選付添人及び国選被害者参加弁護士にならうとする弁護士との契約、国選弁護士候補等の指名及び裁判所への通知など、国選弁護士及び国選付添人の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定に関する事務のほか、国選弁護士、国選付添人及び国選被害者参加弁護士に対する報酬等の支払いなどを行う。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	予算の状況	当初予算	15,548	14,793	15,445	15,686		
		補正予算	0	0	222			
		繰越し等	0	574	0	0		
		計	15,548	15,367	15,667	15,686		
	執行額	14,786	15,323	15,405				
執行率(%)	95.1	99.7	98.3					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	・地方事務所(支部を含む)55箇所のうち、概ね所定の目標時間内に国選弁護士候補の指名通知が行われた地方事務所の数		成果実績	箇所	55	55	55	
			達成度	箇所	55/55	55/55	55/55	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	国選弁護士契約弁護士数		活動実績 (当初見込み)	人	19,566	21,042	22,550	-
	国選付添人契約弁護士数		活動実績 (当初見込み)	人	6,564	7,478	8,703	-
	国選被害者参加弁護士契約弁護士数		活動実績 (当初見込み)	人	2,476	3,011	3,335	-
	被疑者国選弁護事件受理件数		活動実績 (当初見込み)	件	70,917	73,197	73,664	-
	被告人国選弁護事件受理件数		活動実績 (当初見込み)	件	69,634	66,541	63,695	-
	国選付添事件受理件数		活動実績 (当初見込み)	件	423	469	419	-
	国選被害者参加弁護士選定請求件数		活動実績 (当初見込み)	件	231	281	302	-
	国選被害者参加弁護士選定請求件数		活動実績 (当初見込み)	件	-	-	-	-
単位当たりコスト	算出不可		算出根拠		日本司法支援センターは、国選弁護士確保業務を行うための経費として、国選弁護士確保業務委託費の配分を受けているほか、情報提供業務等を行うための経費である日本司法支援センター運営費交付金からも配分を受けているところ、運営費交付金のうち、部門別の一般管理費を切り出すことは困難であることから、活動実績1単位当たりのコストを算出することはできない。			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	国選弁護士確保業務等委託費	15,686						
	計	15,686						

事業所管部局による点検													
	項目	評価	評価に関する説明										
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	日本司法支援センターの国選弁護士確保業務は国の委託に基づくものと定められており、国選弁護人の活動に伴い発生する報酬及び費用は必ず支出しなければならない義務的経費であることから、広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業である。										
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○											
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○											
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	支出先の選定については、一般競争入札を行ったり、少額随意契約であっても複数業者から見積書を徴収するなどにより、競争性を担保している。										
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○											
	単位当たりコストの水準は妥当か。	—											
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—											
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○											
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	—	契約弁護士数は年々増加しており、かつ、裁判所に対する国選弁護士候補の指名通知も概ね所定の目標時間内に行われていることから、全国的に、国選弁護士及び国選付添人の選任や国選被害者参加弁護士の選定が迅速かつ確実に行われる態勢が確保されている。										
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	—											
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○											
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—											
	事業番号	類似事業名			所管府省・部局名								
点検結果	日本司法支援センターの業務の実施に当たり、各種契約のうち、一部、随意契約を行っている契約について、現在、可能な限り国の会計基準に準じた形での競争入札を実施しているほか、複数年契約とすること等によりコストの削減に努めているところであり、これらの取組を更に推進することにより、引き続き一層の経費削減を図る。												
外部有識者の所見													
行政事業レビュー推進チームの所見													
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況													
備考													
<p>日本司法支援センターは、上記の国から委託を受けた国選弁護士確保業務を行うための経費として国選弁護士確保業務等委託費(以下「委託費」という。)の配分を受けているほか、情報提供業務、民事法律扶助業務、司法過疎対策業務を行うための経費として日本司法支援センター運営費交付金(以下「交付金」という。)の配分も受けている。</p> <p>日本司法支援センターの業務運営に必要な経費のうち、人件費や一般管理費などは、これらの業務全てに共通して必要となるため、それぞれの業務量に応じて交付金及び委託費から支出されている。</p> <p>(参考)交付金と委託費の予算上の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>交付金</th> <th>委託費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費</td> <td>約66.6%</td> <td>約33.4%</td> </tr> <tr> <td>一般管理費(人件費を除く)</td> <td>約82.9%</td> <td>約17.1%</td> </tr> </tbody> </table>						交付金	委託費	人件費	約66.6%	約33.4%	一般管理費(人件費を除く)	約82.9%	約17.1%
	交付金	委託費											
人件費	約66.6%	約33.4%											
一般管理費(人件費を除く)	約82.9%	約17.1%											
関連する過去のレビューシートの事業番号													
平成22年	0006	平成23年	0006	平成24年	0006								

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



※1 情報提供事業

法的トラブルを抱えた者に対して相談内容に応じた最適な法律制度に関する情報や、相談窓口に関する情報を無料で提供する業務

※2 国選弁護士確保事業

国からの委託に基づき、国選弁護士及び国選付添人の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定に関する事務のほか、国選弁護士、国選付添人及び国選被害者参加弁護士に対する報酬等の支払いを行う業務

費目・用途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と用途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.日本司法支援センター			E.メディカルトラスト(株)		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
一般管理費	役職員給与、退職手当、管理諸経費、施設経費、執務体制整備等経費	2,618	雑役務費	産業医業務委託	1
事業費	情報提供事業経費、国選弁護士確保事業経費	12,787			
計		15,405	計		1
B.一般管理費			F.(独)都市再生機構		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
役職員給与	職員の給与	2,056	借料	職員住宅の借上	48
退職手当	職員の退職手当	29			
管理諸経費	職員厚生費	4			
施設経費	事務所借上料、職員住宅借上料、事務所維持管理費	464			
執務体制整備等経費	職員の執務体制整備経費、研修実施経費、会議等開催経費、赴任旅費等	65			
計		2,618	計		48
C.事業費			G.富士ゼロックス(株)		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
国選弁護士確保事業経費	国選弁護士に対する報酬等経費	12,737	雑役務費	複写機保守料	22
情報提供事業経費	情報提供システム等整備経費	50			
計		12,787	計		22
D.職員			H.エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
役職員給与	職員の給与	5	通信運搬費	ネットワーク回線使用料	50
計		5	計		50

支出先上位10者リスト(委託費)

D

日本司法支援センター(以下「支援センター」という。)が職員に支払う給与及び退職金は、支援センターが定める規程(役員報酬規程、役員退職規程、職員給与規程、職員退職手当規程等)に基づき、支給している。

E

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社メディカルラスト (一般競争入札)	産業医業務委託	1	1	92.70%
2	株式会社保健同人社 (一般競争入札)	総合メンタルヘルスケア体制構築業務	0.5	2	44.57%
3	一般財団法人日本健康管理協会 (少額随契)	健康診断経費	0.3	随意契約	—
4	一般財団法人宮城県成人病予防協会 (少額随契)	健康診断経費	0.1	随意契約	—
5	公益財団法人結核予防会 (少額随契)	健康診断経費	0.1	随意契約	—
6	医療法人和松会大和健診センター (少額随契)	健康診断経費	0.1	随意契約	—
7	一般財団法人医療情報健康財団健康財団クリニック (少額随契)	健康診断経費	0.1	随意契約	—
8	一般社団法人浦和医師会 (少額随契)	健康診断経費	0.1	随意契約	—
9	医療法人社団進興会 (少額随契)	健康診断経費	0.1	随意契約	—
10	社団法人静岡市静岡医師会 (少額随契)	健康診断経費	0.1	随意契約	—

F

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	独立行政法人都市再生機構	職員住宅借料	48	随意契約	—
2	有限会社鎚木	事務所借料	35	随意契約	—
3	石森不動産株式会社	事務所借料	32	随意契約	—
4	日本生命保険相互会社	事務所借料	15	随意契約	—
5	株式会社大林組	事務所借料	15	随意契約	—
6	三菱UFJ信託銀行株式会社	事務所借料	11	随意契約	—
7	朝日生命保険相互会社	事務所借料	10	随意契約	—
8	株式会社産業貿易センター	事務所借料	8	随意契約	—
9	東京建物株式会社	事務所借料	7	随意契約	—
10	中央地所株式会社	事務所借料	7	随意契約	—

G

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	富士ゼロックス株式会社 (一般競争入札)	複写機保守料	22	2	20.40%
2	株式会社エヌ・ティ・ティ・コム	携帯電話使用料	6	随意契約	—
3	エコamilドビジネスソリューションズ株式会社 (一般競争入札)	複合機保守料	6	2	57.12%
4	有限責任監査法人トーマツ	会計監査報酬	5	公募(3)	—
5	日本郵便株式会社	通信運搬費	3	随意契約	—
6	NTTファイナンス株式会社	一般電話回線使用料	2	随意契約	—
7					
8					
9					
10					

H

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株	IP電話回線使用料	50	随意契約	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

I 契約弁護士報酬

支援センターが一般国選弁護士契約弁護士に支払う報酬等は、財務大臣と協議を行い、かつ、最高裁判所及び日本司法支援センター評価委員会に意見を求めた上で法務大臣が承認する各種契約約款に基づき、個々の国選弁護事件の弁護活動の内容に応じて算定している。

以下の金額は、支援センターが平成24年度中に受理・選定した国選弁護事件(138,080件)に係る一般国選弁護士契約弁護士への報酬のほか、一般国選弁護士契約弁護士及び常勤弁護士に係る旅費・処理実費や通訳人に支払われる通訳費用の総額である。

費目	使途	金額(百万円)
報酬	一般国選弁護士契約弁護士(のべ132,736名)	12,120
通訳費用	通訳人	225
旅費	一般国選弁護士契約弁護士及び常勤弁護士	127
処理実費	一般国選弁護士契約弁護士及び常勤弁護士	265

(注)

一般国選弁護士契約弁護士…支援センターとの間で、国選弁護士として取り扱う個々の事件ごとに支給すべき報酬及び費用が決められる契約を締結している弁護士。

常勤弁護士…支援センターと雇用契約を結んだ弁護士。常勤弁護士は、国選弁護士として取り扱う個々の事件ごとに報酬及び費用が決められることなく、支援センターから支給される給与のみで活動している。